

番号	項目	質問	回答	備考
1	コーディネータ	コーディネータの役割は何か。コーディネータの具体的な職務内容は何か。	地域医療介護連携感染症予防・対策事業において、コーディネータは、主に①高齢者施設等への派遣に関する高齢者施設等や県医師会（基幹病院）との連絡調整と②高齢者施設等からの相談対応を担うことを想定している。また、長期的には、高齢者施設との関係を築き、他の地域包括ケアの事業への連携を図ることを期待している。	
2	コーディネータ	コーディネータの職種はどのようなものを想定しているか。	特に制約を設けていない。事務員でも差し支えない。	
3	コーディネータ	コーディネータは、医療介護連携支援センターの職員であっても差し支えないか。	医療介護連携支援センター（市町村委託事業）においてコーディネータを置く場合は、委託者である市町村と調整を行う必要がある	R02. 10. 13版で追加
4	コーディネータ	コーディネータは、当該郡市医師会の職員である必要はあるか。外部人材の活用は差し支えないか。	コーディネータは、必ずしも当該郡市医師会の職員である必要はない。例えば、他の郡市医師会の職員でも差し支えない。	郡市医師会事務局での説明から変更
5	コーディネータ	コーディネータは、市町村の職員（地域包括担当職員や保健師）であっても差し支えないか。	郡市医師会と市町村とで調整してもらいたい。	郡市医師会事務局での説明から変更

番号	項目	質問	回答	備考
6	コーディネータ	コーディネータについては、複数で担当してもよいか。事業計画では5万円×人数分×月数という積算でよいか。	いずれも差し支えない。ただし、補助金には予算があるため、その範囲内で内示を行う。その内示の範囲でコーディネータの賃金を支払っていただきたい。また、実績報告は、支払った額で行うこととなるので、留意されたい。	R02. 11. 05版で追加
7	事業主体	事業主体として県医師会も派遣事業を行うのか。	県医師会（感染症対策連絡協議会）において基幹病院と派遣調整を行うに際して、事務経費が生ずるため、この事務経費についても補助金を交付するもの。県医師会への補助金は、郡市医師会の事業を支援するに当たって必要となる事務経費に対するものなので、県医師会が高齢者施設等への派遣事業を行うことは、想定していない。ただし、郡市医師会が県医師会の理事や職員の派遣を求める場合は、当該派遣に係る費用は、補助対象となる。	郡市医師会事務局での説明から変更 R02. 10. 12版で一部修正
8	事業主体	派遣事業により派遣された専門的知見を有する者の派遣人件費等の支払いは、依頼元の郡市医師会が行うのか。	そのとおり。 なお、県医師会については、上記7に記載されているとおり派遣事業を行うことは想定していないため、病院や専門的知見を有する者の支払いも想定されない。	R02. 11. 05版で追加

番号	項目	質問	回答	備考
9	事業内容	コーディネータは感染症に関する専門知識を有するわけではないので、高齢者施設等からの質問を受けることは難しいが、どのように対応するか。	コーディネータによる質問の対応が難しいとしても、いったんは、コーディネータで受け付けていただきたい。その上で、郡市医師会の担当理事に相談して回答できる質問については、郡市医師会で回答し、それでも対応することが難しいときは、郡市医師会から県医師会（感染症対策連絡協議会）にメールで質問することができる。	R02. 10. 13版で一部修正
10	事業内容	相談受付の方法は、何を想定しているか。	MCSやメールにより受け付けることを想定している。電話や対面、ウェブページの専用フォームで受け付けることは差し支えないので、相談の内容や頻度などに応じて対応してもらいたい。	
11	事業内容	実地での助言に当たり、県は、共通のマニュアルやチェックリストの準備を行うか。	現状では行わない。地域医療介護連携感染症予防・対策事業を実施するなかで、その必要性を検討したい。	
12	事業内容	高齢者施設等との連絡調整をMCSで行ってもよいか。	推奨する。	
13	事業内容	郡市医師会の理事その他会員による相談の対応についてはどのようなものを想定しているか。	電話やファックスで受け答えのできる程度の内容となる。	R02. 11. 05版で追加

番号	項目	質問	回答	備考
14	事業内容	医師が電話でアドバイスを行った場合は、件数として計上してよいか。	差し支えない。なお、その場合、相談があったことについてはコーディネータが記録に残し、誰が対応したか分かるようにしておくこと。	R02. 11. 05版で追加
15	事業内容	令和5年度から、補助対象事業の対象感染症が新型コロナウイルス感染症以外にも拡大されたが、令和4年度以前と同様、新型コロナウイルス感染症のみを対象とした事業も補助対象となるか。	補助対象となる。 本改正は、あくまでも新型コロナウイルス感染症以外の感染症にも対象を拡大したものであって、新型コロナウイルス感染症など、特定の感染症に限定した事業を行うことを妨げるものではない。	R05. 05. 26版で追加
16	対象経費	補助対象経費は、どのようなものが対象となるか。	郡市医師会の行う地域医療介護連携感染症予防・対策事業に要する経費は、原則として、全て補助対象とするもの。郡市医師会がその地域において独自に感染症予防・対策の派遣事業や研修会、会議などを行う場合も、補助対象とする。	郡市医師会事務局での説明から変更
17	対象経費	コーディネータの人件費について、上限は設けないのか。	コーディネータが稼働した時間数に応じ、補助対象額を算定する。予算配分上の目安としては14.3万円を想定しているので、補助金の事業計画の作成に当たっては、参考とされたい。	郡市医師会事務局での説明から変更 R05. 5. 26版で一部修正
18	対象経費	地域医療介護連携感染症予防・対策事業に関する物品を購入する場合、その購入費も補助対象となるか。例えば、ウェブカメラやマイクは補助対象となるか。	差し支えない。しかし、他用途への転用が容易で、かつ、日常的に転用の想定される汎用品については、補助対象としない。例えば、ノートパソコンやルータ、タブレットなどは、日常業務に容易に転用可能であるため、補助対象ではない。	郡市医師会事務局での説明から変更

番号	項目	質問	回答	備考
19	対象経費	地域医療介護連携感染症予防・対策事業に関するウェブサービスを購入する場合、その購入費も補助対象となるか。例えば、通信回線（モバイルルータやタブレットのリースを含む。）やウェブ会議システムのメンバー利用料は補助対象となるか。	原則として補助対象ではない。	郡市医師会事務局での説明から変更
20	補助対象事業	基幹病院の専門的知見を有する者の派遣のほかに、郡市医師会で独自に派遣事業を行う場合、補助対象事業となるか。	補助対象事業となる。	
21	補助対象事業	高齢者施設等への派遣については、1回をどのようにカウントするか。例えば、有料老人ホームとこれに併設される通所介護及び訪問介護の事業所に派遣された場合、派遣1回とカウントするか、派遣3回とカウントするか。	原則として、2～3時間の実地の助言をもって派遣1回としてカウントする。したがって、同一敷地の複数の施設や事業所で実地に助言を行った場合であっても、2～3時間におさまるときは、派遣1回とカウントする。	R02. 10. 13版で全部修正
22	補助対象事業	郡市医師会の会員の所在地域と、行政区域とが一致しない場合、当該郡市医師会の会員の所在地域以外の地域の高齢者施設等に派遣を行ったときは、補助対象となるか。	補助対象となる。郡市医師会の行った事業に対して補助を行うので、どこに派遣されたかは補助対象かどうかには関係がない。	
23	補助対象事業	実地での助言は、どの程度まで行えば、補助事業としての感染症予防・対策事業となるか。	原則として、2～3時間の実地での助言が行われていれば、補助対象事業となる。	R02. 10. 13版で一部修正

番号	項目	質問	回答	備考
24	補助対象事業	施設の感染者に対する対応は、補助対象となるか。ある施設から感染者が出たという場合は、予防対策事業では関わらなくてもよいということか。	この事業は、あくまでも予防対策なので、感染症の有症者が出た場合は、補助対象ではない。	R02. 11. 05版で追加
25	対象施設	実地での助言の対象となる高齢者施設等の範囲はどの程度か。	令和5年度は、①養護老人ホーム、②特別養護老人ホーム、③軽費老人ホーム、④有料老人ホーム、⑤サービス付き高齢者向け住宅、⑥地域密着型サービス又は居宅介護サービス（いずれも入所サービスであるものに限る。）の事業所、⑦介護老人保健施設、⑧介護医療院⑨これらの施設に同一敷地内で併設される高齢者向けの施設・事業所（併設されるものであれば、①～⑥以外のものであっても差し支えない。）が対象となる。	R05. 7. 27版で一部修正
26	対象施設	医療法人（又はその関係法人）の設置する高齢者施設等は、派遣や研修等の対象としてよいか。	差し支えない。	R02. 11. 05版で追加
27	派遣	特定の病院（例えば、郡市医師会の地域に所在する病院）の職員の派遣を受けることはできるか。	どの高齢者施設等にどの病院の職員を派遣するかは、県医師会（感染症対策連絡協議会）が調整する。郡市医師会で調整することはできない。これは、基幹病院の繁忙の平準化や、特定の基幹病院に派遣が集中することを避けるためのものなので、御理解いただきたい。	

番号	項目	質問	回答	備考
28	派遣	派遣する講師について、たとえば認知症の研修会においては、認知症認定看護師の一覧の提供を受けて、その一覧の中から講師の折衝を行ってきたが、感染症の分野については、どのような専門家がいるのかが分からない。基幹病院の感染制御部門の専門的知見を有する者の情報について、提供してもらえるか。	基幹病院の感染制御部門の専門的知見を有する者の派遣については、県医師会に依頼して、県医師会の選定で派遣することとなる。	R02. 11. 05版で追加
29	その他	高齢者施設への周知はどのようになっているか。	事業開始に当たり、県としても必要かつ可能な範囲で周知を図っていく。	R02. 11. 05版で追加